

令和7年度 放課後児童クラブ入会のご案内

1 対 象

町内の小学校に在籍する1年生から6年生までの児童で、放課後ならび土曜日に保護者やご家族および校区内の祖父母による見守りを受けることのできない児童

(原則)

- ・ 児童が通っている学校区に所在する児童クラブの利用になる。
- ・ 児童を見守りできる保護者がいる場合は、利用できない。
- ・ 同じ学校区内に児童の祖父母が居住している場合は、利用できない。

(状況によっては、保護者や近くに祖父母が住んでいても見守りができない場合もあるため、各クラブまたは子育て支援課に要相談。)

2 開 設 場 所 (土曜日利用以外は、学校区内のクラブになります。)

松岡第1、第2児童クラブ (松岡小学校多目的室内)

御陵児童クラブ (御陵小学校体育館内)

吉野児童クラブ (吉野地区コミュニティ消防センター内)

志比南児童クラブ (志比南小学校ランチルーム内)

志比児童クラブ (永平寺町役場永平寺支所内)

志比北児童クラブ (志比北小学校内)

上志比児童クラブ (やすらぎの郷内)

3 土曜日利用について

場 所：永平寺町松岡神明 3-132

松岡小学校多目的室内 松岡児童クラブ

対 象：土曜日に、保護者やご家族および校区内の祖父母による見守りができない児童 (添付 雇用証明書等で確認をします。)

4 開 設 時 間

- ・ 平日 (授業日)：放課後 (午後6時まで)
- ・ 土曜日：午前8時30分から午後6時
- ・ 振替休日：午前8時30分から午後6時
- ・ 春・夏・冬休み：午前8時30分から午後6時

※保護者の勤務時間等の都合で、やむを得ない方のみ、早朝は午前7時30分から、延長は午後7時までお預かりします。早朝・延長ともに申込みが必要です。

5 休 会 日

日曜・祝日、12月29日～1月3日、その他必要な場合 (感染症対策など)

6 帰宅方法

保護者のお迎えをお願いします。(特別な理由を除き、勤務終業時間より約1時間以内に時間厳守でお迎えをお願いします。)

また原則、児童だけの帰宅や、児童クラブから他の場所への移動はできません。

7 利用料金

① 毎月25日(休日の場合はその翌営業日)に、その月の利用料金を口座振替させていただきます。なお、長期休暇のみのご利用については、春休みは4月分、夏休みは7月分、冬休みは12月分として口座振替させていただきます。

② ご利用できる金融機関…福井銀行、福邦銀行、北陸銀行、
福井信用金庫、越前信用金庫、北陸労働金庫
福井県農業協同組合、ゆうちょ銀行

③ 口座振替を利用されない場合は、納付書で永平寺町役場会計課窓口、上記金融機関(ゆうちょ銀行を除く)で、お支払いができます。

④ 新規入会の方は、永平寺町公金口座振替依頼書を、入会決定通知書と一緒に送付いたしますので、ご希望の金融機関窓口にて提出をお願いします。

⑤ **変更・退会届のない場合に、ご利用がなかった月でも利用料金を納付していただきますので、変更・退会届は早めの提出をお願いします。**

※料金表は申請書と一緒にお渡しします。※口座振替のご活用をお願いします。

8 提出書類

・児童クラブ入会申請書(毎年)

・雇用証明書 就労している場合、事業所の証明が必要です。

・証明書(自営等・その他)

自営等の場合、地元の民生委員さんの証明が必要です。また、就労・自営等の以外で、児童の見守りができない場合、その理由を添えて、地元の民生委員さんの証明が必要です。

※ご家族および校区内の祖父母すべての方の証明書等が必要になります。

※また、申請書及び各証明書は、永平寺町役場 子育て支援課・各児童クラブに置いてあります。※永平寺町ホームページでも様式等がダウンロードできます。

9 入会申請書等提出先 各児童クラブ

10 入会申請期間 令和7年1月14日(火) ~ 令和7年1月31日(金)
(期間厳守) 平日 14:30 ~ 18:00 (各児童クラブ)

11 その他 厳正な審査の上、入会の決定をさせていただきます。
放課後児童クラブ入会申請は、毎年申請が必要になります。

(春休みは新年度の取扱いになります。)

詳細については、入会決定後にお知らせします。

(問い合わせ先) 永平寺町子育て支援課 TEL 61-7250